

令和3年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

1. 二酸化炭素等の排出削減

(2) 産業部門・業務部門での対策

- ① 環境マネジメントシステム（EMS）の導入促進
- ② 省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進
- ③ 建築物の省エネ化や省エネ設備等の導入促進
- ④ クールビズやウォームビズの推進

(1) 事業目的

地球温暖化防止に向けた事業者の自主的な取組を推進するため、エネルギーの効率的な利用による経費削減や、施設の特徴に応じた省エネルギー対策など、経営コストの削減にもつながる省エネの理解を促進します。

(2) 取組状況

島根県地球温暖化対策協議会事業者部会の事業等により、以下の取組を行いました。

- ① しまねストップ温暖化宣言事業者の登録★
省エネ等の目標を独自に設定した事業者を登録しました。（登録事業者数：3,770 事業者）
- ② エコ経営相談の実施★
事業者の環境に関する相談に対する助言を行いました。（相談数：270 件）
- ③ エコアドバイザーの派遣★
事業所設備の省エネ診断等を実施しました。（派遣数：10 事業者、延べ派遣件数 24 件）
- ④ エコアクション21 認証取得の支援★
環境マネジメントシステム※1 「エコアクション21」の認証取得を促進するために、研修会等を開催しました。（補助件数：1 件）
※数値はいずれも令和2年度末

(3) 参考情報

島根県地球温暖化対策協議会 事業者部会 ホームページ
<https://www.crosstalk.or.jp/stopondanka/>

★は、第5章－第2節－(1)－④の「(2)取組状況」①③④⑤、第5章－第3節－(1)－②の「(2)取組状況」②と同内容です。

《用語解説》

※1 環境マネジメントシステム

事業者等が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境方針や環境目標等を設定し、これらの達成に向けて構築した組織体制、計画活動、責任、業務、手順等のシステムのこと。この国際規格として国際標準化機構（ISO）

が定めたISO14001がある。エコアクション21は、ISO14001規格を参考に、事業者がより取り組みやすくなるよう環境省が定めた日本独自の制度である。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課 建築住宅課	0852-22-6379